

## 運賃ワーキンググループ運営規程の改正について

鳥取市生活交通会議設置要綱第9条の規定に基づき令和5年1月21日に制定された運賃ワーキンググループ運営規定について、下記のとおり改正することをお諮りします。

### 1 改正の理由

令和7年6月30日付国交省物流・自動車局発出通知「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」により、運賃ワーキンググループ（以下「運賃WG」とする。）の開催について、「関係者の負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、**軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない**」ことが示された。これに基づき、**運賃WGの開催を要しない場合の事案を同規定にて定めることで、運賃協議会の開催の合理化を図るため。**

### 2 改正の内容

- ・ 同運営規定第5条「開催を要しない場合」として、次に定めるものは**軽微な事項**とみじ、**運賃WGの開催は必ずしも要しないこと**とします。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

※国交省物流・自動車局発出通知「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」で示される、開催を要しない軽微な事案の例をもとに設定。

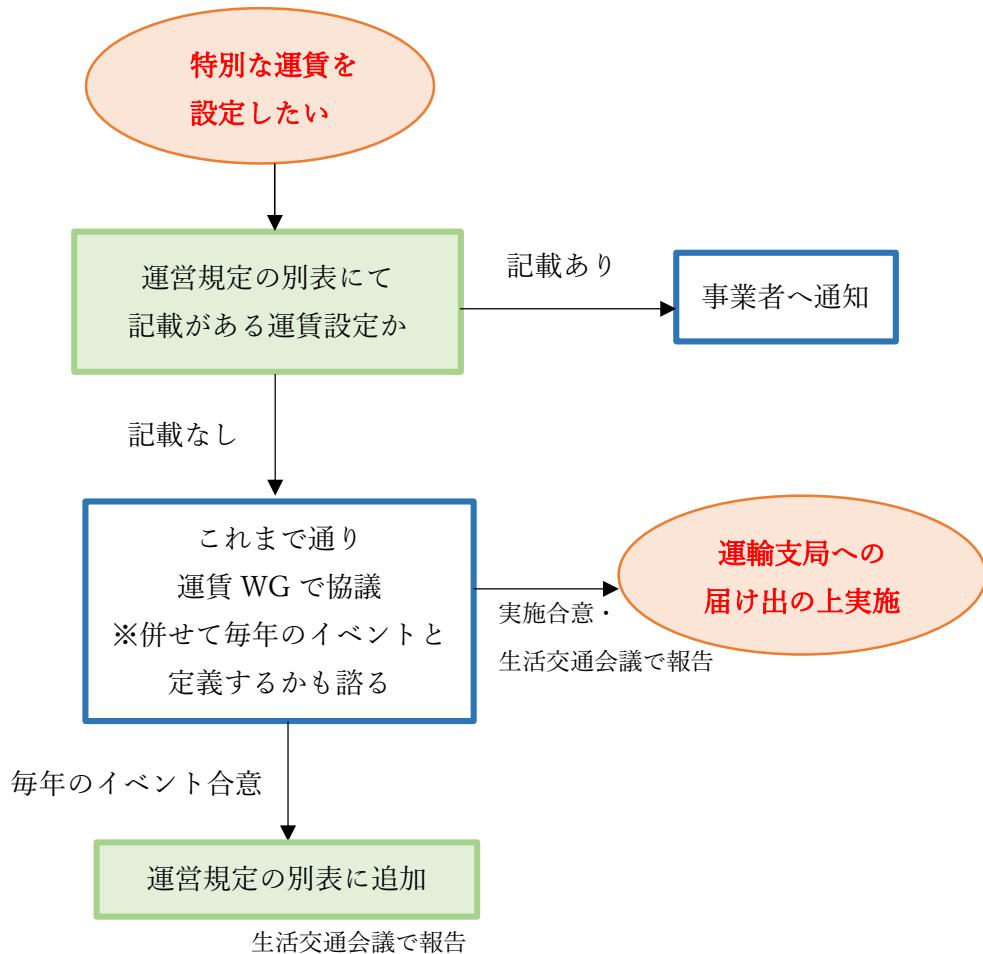
- ・ (2) 每年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 について、下記のとおり**運賃WGの開催を要しないイベント**を定めます。

イベント名称	開催時期	価格	対象路線
鳥取県東部バス 1日乗り放題電子チケット（ノルデチケット）	通年	発売価格 800円（小人400円） ※各参画路線の基準運賃と実際に乗車された回数に応じて定める按分率をもとに精算	鳥取市100円循環バス「くる梨」
鳥取県東部バス 1日乗り放題電子チケット（ノルデチケット）	9月金曜日およびとっとり交通フェスタ開催日	発売価格 500円（小人250円） ※各参画路線の基準運賃と実際に乗車された回数に応じて定める按分率をもとに精算	鳥取市100円循環バス「くる梨」
とっとり交通フェスタ	実施主体が定める日	全額割引	鳥取市100円循環バス「くる梨」

※価格について変更がある場合は協議を要するものとする。

### 3 改正に伴う開催方法の変更（毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合）

- ・運営規定第5条第1項第2号別表「運賃WGの開催を要しないイベント」に定義される事項の場合は、運行事業者へ通知の上、該当事項の運賃変更を行います。
- ・運営規定第5条第1項第2号別表「運賃WGの開催を要しないイベント」に定義されない場合は、これまで通り、運賃WGを開催の上協議を行います。併せて、同運営規定第5条第1項第2号別表にて定義する「毎年のイベント行事等に係る営業割引」とするかを諮ります。
- ・上記内容で合意の場合は、別表に記載を追加の上、以後の同事項の運賃WGは開催を要しないこととします。併せて、生活交通会議への報告を行います。



4 (参考) これまでの運賃 WG 開催事例

議決日	内容	対象路線
令和5年11月30日	「はたちのつどい」出席者を対象とした運賃無料化	鳥取市100円循環バス「くる梨」
令和6年2月27日	「鳥取県東部共通パス」発売に係る特別運賃の設定	鳥取市100円循環バス「くる梨」、ループ麒麟獅子
令和6年5月31日	「鳥取県東部バス1日乗り放題電子チケット（ノルデチケット）」発売に係る特別運賃の設定	鳥取市100円循環バス「くる梨」
令和6年7月24日	「鳥取県東部バス1日乗り放題電子チケット（ノルデチケット）」9月金曜日及びとっとり交通フェスタ開催日に限る限定価格での販売	鳥取市100円循環バス「くる梨」
令和7年1月10日	「鳥取県東部バス1日乗り放題電子チケット（ノルデチケット）」発売に係る特別運賃の設定	鳥取市100円循環バス「くる梨」
令和7年2月20日	ループ麒麟獅子の運賃の変更	ループ麒麟獅子バス
令和7年8月12日	「鳥取県東部鉄道・バス共通パス」発売に係る特別運賃の設定	鳥取市100円循環バス「くる梨」
令和7年10月17日	「とっとり交通フェスタ」開催日に限る運賃の無料化	鳥取市100円循環バス「くる梨」

事務連絡  
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の  
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上